

# 委員会報告

2017～2018年度

No.1

第 2回

委員会名

選挙管理委員会

委員長名

L 大鳥 嘉信

<b>開催 日時</b>	2017年11月15日水曜日15時00分～17時00分				
<b>開催 場所</b>	東京都中央区築地1-10-7西山ビル5階 功記総合法律事務所(水成委員の事務所)				
<b>出席 者</b>					
		L 大鳥嘉信 委員長		L 宍倉克美 副委員長	L 天満勝治 副委員長
		L 小島勝利 副委員長		L 水成直也 副委員長	
		キャビネット副幹事 小泉 重光			
		出席オブザーバー			
<b>次 第</b>	司会・進行 L 宍倉克美副委員長				
	1	委員長挨拶			
	2	審議事項 別紙議題による			
	3	日程確認・調整			
	4	次回開催確認			
	5	閉会の挨拶			
<b>議 題</b>	審議経過事項の概要				
		別紙審議事項のとおり			
<b>次回開催日時 場所</b>	2017年1月19日金曜日16時～18時				
	東京都中央区築地1-10-7西山ビル5階 功記総合法律事務所(水成委員の事務所)				
				<b>作成者</b>	L 水成直也

別紙 審議事項

- 一 第2回キャビネット会議に会員会則委員会から提出された案件の報告及び承認事項
- 二 キャビネットからの報告 副幹事 L小泉重光
- 三 今回の当委員会にて審議された事項

1 答申書 第1「選挙規定」

新設された選挙規定第9条3項について、「前項(1)（選挙運動期間以外の運動禁止）の定めに関わらず、選挙管理委員会による資格審査において立候補資格を確認された立候補者は、資格が確認された日以降公示日までの間においても、諮問委員会及びクラブを訪問することができる」とあるが、当該期間において諮問委員会及びクラブ訪問にて選挙運動できるかのようにも読める。

この点、選挙運動ができないことを明記すべき（例：「ただし、この期間において選挙活動は行うことはできない」）。

以上について、会員会則委員会に意見を申入れる。

実際に、立候補者等は、当該期間における諮問委員会及びクラブ訪問において、選挙活動を行っているかどうか違反行為の確認は難しいのではないか？という意見あり。

- 2 次期地区ガバナー、次期第1・第2副地区ガバナー選挙日程の確認。
- 3 投票及び信任投票の方法について、次回委員会にて決定する。

以上